

亀岡市における高病原性 鳥インフルエンザの監視強化区域解除！

令和8年1月28日午前9時、亀岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザに伴い設定された監視強化区域（発生農場から半径10km）が解除され、発生農場周辺における対応は全て終了しました。

家きん飼養農場の皆様には、引き続き、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく**発生予防対策の徹底、異常時の早期通報**をお願いします！

飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検しましょう!!

- ①衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等（項目15）
- ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）
- ③衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等（項目17）
- ④鶏舎に立ちに入る者の手指消毒等（項目25）
- ⑤鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）
- ⑥鶏舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ⑦衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）